アジア長期経済統計　Koea巻

**賃金（植民地期）**

文 浩一（むん ほいる）

要旨

　本章で推計を試みる植民地期の賃金系列は、①『朝鮮総督府統計年報』（以下、年報）の職種別賃金（1909～1942年）と、②工場調査の製造業賃金（1921～1943年、以下、工場賃金）の二つである。①は都市の日雇い労働者を基本に、②は従業員50人以上の製造業を対象に行なわれた。

　植民地期朝鮮の賃金推計の先駆者である尾高（1975、1988）は、年報のみを推計の対象とした。その際、期間は1910年から1938年とし、都市は7都市（京城、釜山、木浦、大邱、平壌、清津、元山）に限定した。その理由は、「比較的長期にわたって安定して情報を得られる地域」（尾高〔1975〕）であるとされている。なお、尾高は②については扱っていない。

　本章では、年報については1942年まで期間を延ばす。また、対象地域として新義州を新たに追加する。期間を延ばして新義州を新たに追加する理由は、これらの地域と期間も「比較的長期にわたって安定して情報を得られる」と判断したからである。また、対象とする8都市は賃金ばかりでなく、物価系列も都市別に作成することができるので、地域別の実質賃金をそれぞれのデフレーターで求めることができるという利点もある。職種別賃金の系列を作成する際の分類は、当時の朝鮮銀行の基準に従って「熟練・非熟練」とした。それらを、全朝鮮・南北別・都市別に整理した。

本章では、既存研究では扱われてこなかった②の工場調査についても推計の対象とした。工場賃金は、製造業分類にもとづきそれぞれの推計を試みた。

　得られた賃金系列を対象に若干の分析を行なった結果、つぎのようなインプリケーションが得られる。

　第一に、1930年代以降から名目賃金は急速に伸びている。植民地期朝鮮における工業化が1930年代から本格的に始まったことを鑑みると整合的である。

　第二に、工場賃金は、おおよそにおいて都市の非熟練賃金に近似しており、農業賃金を若干上回る水準で推移していることが確認された。当時の労働移動は、農村から都市の非正規雇用を経て工場労働へとシフトした様相がうかがえる。

**目次**

1.『朝鮮総督府統計年報』

（1）資料／（2）推計方法／（3）推計結果

2.　工場調査

（1）資料／（2）推計方法／（3）推計結果

3.若干の分析

4.戦後への拡張

附録①職種別賃金推計に関するメモ

　　②工場賃金調査推計に関するメモ

1.**朝鮮総督府統計年報』**

**(1)資料**

　植民地期の賃金統計は、朝鮮総督府（文書課）が調査して『朝鮮総督府統計年報』（以下、年報）に掲載した賃金統計が最も包括的である。調査期間は、1909年から1942年にわたり、各都市の職種別、民族別、性別賃金を調査し、これらの都市の平均賃金も提示している。これ以外に給与形態（日給、月給、年給）と賄いの提供如何が区分されている。

　『朝鮮総督府報告例』によると、毎月指定された職種にたいして1925年以前は、1年に4回（3月、6月、9月、12月）、その後は月平均の賃金を調査することになっており、年報に掲載された賃金はそれらを単純平均した「年平均の賃金」である。調査対象は時期によって異なるが、たとえば1918年の場合は50種、1926年は39種であり、1934年は37種となっている。一部の職種（農作夫、杜師、醤油製造職、下男・下女、下級船員など）を指定して賄い付き如何が調査され、その他は基本的に賄いなしの日給が調査された（1934年報告例）。そして、調査対象を「男女ともに壮年者のうち技術中等である者」とした。調査対象地域は、1925年以前は「道および府所在地」とし、初期は府以下の行政区域の地域までも調査対象に含まれたが、その後はソウルをはじめ8つの都市（京城、木浦、釜山、大邱、平壌、新義州、元山、清津）に限定された。このことから、年報の賃金は都市の賃金を調査したものであり、農村は対象に含まれていないと考えられる[[1]](#footnote-2)。

**(2)既存研究**

植民地期朝鮮の賃金は、尾高（1975、1988）によって初の詳細な推計が行なわれた。

　尾高は、年報から16の賃金系列を作成した。その項目内容は、以下のとおりである。

1. 農作夫の朝鮮人の男子
2. 農作夫朝鮮人の女子
3. 農作夫日本人の男子
4. 漁夫の朝鮮人の男子
5. 工業総計の男子
6. 工業総計の朝鮮人の男子
7. 工業総計の日本人男子
8. 建設業の朝鮮人の男子
9. 運搬業の朝鮮人の男子
10. 理髪業の朝鮮人
11. 屋外人夫の朝鮮人
12. 屋外人夫の日本人
13. 下男・下女の朝鮮人
14. 下男・下女の日本人
15. 官業総計
16. 官業総計の朝鮮人

　このうち15から16の官業賃金は、年報の官業統計からそのまま掲載したものであるが、1～14の職業別賃金に関してはいくつかの工夫を経て推計を行なった。その手順は、以下のとおりである。

* 『朝鮮総督府統計年報』の資料的制約から、長期にわたって継続した系列の得られる職種を7地域（木浦、釜山、大邱、平壌、元山、清津）にわたって選定する。
* つぎに、地域ごとの職種別賃金を適宜各産業に配分して、それぞれの産業における代表賃金相場とみなす。
* そのうえで、各々の職種の被雇用者数を『昭和五年朝鮮国勢調査報告』から得られる本業人口をもとにウエイトして上記の職種別賃金相場を産業ごとにくくり、地域ごとの産業別賃金を求める。
* 最後に、以上のようにして得られた産業別賃金の全地域平均を求める。ウエイトは1930年センサス（昭和五年国勢調査）の地域別雇用数である。

尾高（1975、1988）では、こうして得られた賃金系列を、紡織業（男子2職種）と金属・機器工業（男子5職種）と窯業（男子1職種）と印刷制本工業（男子1職種）と木材・木製品工業（男子4職種）と食料品工業（男子2職種）とその他の工業（男子4職種）に括って、それを「工業賃金」[[2]](#footnote-3)とした。その理由について、尾高〔1975〕は「かなう限り日本における長期経済統計（LTES）の作業との対応が容易になるように心がけた。例えば、製造業賃金の推計法は、原理的にはLTESに収められたA系列（梅村シリーズ）の作成法にのっとったものである。これは、LTESの作業方式が妥当だというだけでなく、分析結果の相互比較の便宜を考えたからにほかならない」と指摘している（尾高〔1975〕p151）

しかし、年報の職種別賃金から「工業賃金」を導出するという考えについては、いくつかの批判がある。たとえば、許粹烈（1981）は、つぎのように指摘している――「（年報に属する）労働者の職種がこのようなものであるなら、そこには土木・建築関係の労働者、製造業関係の労働者、農業・漁業関係の労働者、サービス関係の労働者が混在していると見るのが正しい。したがって明確に断言できることは、朝鮮総督府の調査対象職種にしても朝鮮銀行の調査対象職種にしても、これらを括って工業労働者ということはできないとういことである。…朝鮮総督府…の調査対象の職種から製造業労働者に近いものを挙げると、桶工、染物職、洋服製縫職、杜師、醤油製造職、活版植字工、鍛冶、鋳物、菓子製造職などの9職種であるが、このなかには製造業労働者として選んでも良いのかという疑問もある。仮にこれらを製造業労働者として見なすことができたとしても、それが製造業を代表できると考えることは困難である。尾高の賃金推計は、ここに多くの問題を抱えている」（許〔1981〕pp226-227）。そのうえで、許粹烈（1982）は尾高推計とは異なり「熟練労働者」と「非熟練労働者」に二分して推計を行なった[[3]](#footnote-4)。

年報の賃金を熟練・非熟練に分類するという方法は、その後の研究でも共通しているものの、推計方法についてはいくつかの新しい試みが行なわれている。

たとえば、Cha and Lee（2008）は年報のすべてのデータを利用することを試みた。これは、尾高（1975、1988）が統計年報の51種の職種別データのうち、比較的長期にわたって得られる7地域の40種のデータのみを採用して利用データを制限したのとは対照をなす。Cha and Lee（2008）はすべてのデータを利用するために、回帰分析から植民地期の賃金を推計した[[4]](#footnote-5)。また、金洛年・朴基炷（2010）は、地域と業種と給与形態が共通する隣接する二つの年の賃金比率（Wt+1／Wt）を加重平均して賃金指数を求める方法でアプローチした。金洛年・朴基炷（2010）は、これによって年報の賃金データの87％を利用した（13％は条件が共通していないので、非連続とし破棄）。

Cha and Lee〔2008〕および金洛年・朴基炷（2010）の研究は、既存の尾高推計の方法よりも多くのデータを利用することで、いっそう正確な推計を行なうことができるという点で共通している。しかし、その後の車（2011）が自ら指摘しているように、「多くの観測値に根拠を置いた推計が必ずしも少ない観測値に根拠を置いた推計よりも優れているとは限らない。なぜなら、年報で調査された賃金は無作為のサンプル調査ではないからである。1926年からは調査対象となる地域の数が大きく減少したばかりでなく、1930年ころからは調査対象の職種が減少した。仮に調査から抜け落ちた地域や職種がその後も継続して調査された地域や職種と異なる場合、サンプル数が多いとしてもすべてを利用することでバイアスが生じてしまうことがある」からである（車（2011））。このことから、車（2011）は、既存の自らの推計方法は絶対的に正しくなく、尾高の方法に一定の理解を示している。また、金洛年・朴基炷（2010）も、自らの推計結果を既存研究との比較するにとどめ、推計方法の絶対的に正しいという評価を行なっていない。

**(3)推計方法**

　ここでは、基本的に尾高（1975、1988）の方法を踏襲する。ただし、以下のとおりいくつかの修正を加える。

第一に、尾高（1975）は「比較的長期にわたって系列が得られる7地域」を選定したのにたいし、本章では新たに新義州を追加する。したがって、対象地域は、京城、木浦、釜山、大邱、平壌、元山、清津、新義州となる。

第二に、これらの地域において途中、データの欠損がある場合は、つぎのように対処する（この点は尾高の既存研究と同じである）。

①空白期間が2か年まではその前後から直線補間する。

②空白期間が3か年以上の場合は、他地域の平均で補間する。

③他地域ではデータがある場合は、他地域の平均で補間する。

④すべての地域において3か年以上空白がる場合は、類似すると思われる職種のトレンドで補間する。

　第三に、職種の分類については、尾高（1975、1988）のようにLTESに合わせるのではなく、素直に朝鮮銀行の分類にしたがって、「熟練・非熟練」の分類とする。これは、前記の許（1981）をはじめとする既存研究の批判を受け入れた結果である。

　第四に、尾高（1988）は全国基準でのみ集計しているが、本章では地域別の集計を試みる。具体的には上記の8地域単位での集計である。8都市については、それぞれの地域別の物価指数を得ることができる（金洛年・朴基炷（2010））。つまり、本章で作成する8つの都市の名目賃金は、8つのそれぞれのデフレーターによって実質賃金を求めることができるということになる。

　弟五に、ウエイトについて尾高（1975、1988）は1930年国勢調査のウエイトを固定ウエイトとして全期間に適用したが、本推計では朴二澤（2012）の雇用推計のウエイトを用いる。朴二澤（2012）の雇用推計は、年報の戸口調査から行なったものであり、したがってその分類も年報にそくしたものとなっている。具体的には、農業、水産業、工業、商業・交通業、公務・自由業、その他有業者である。項目数は、尾高（1975、1988）が用いた1930年国勢調査の職業分類に比べてはるかに少ない。したがって、年報に登場する職種ごとのウエイト配分は必然的に粗くならざるを得ないので、正確さを欠くという批判もありうる。しかしながら、朴二澤（2012）の雇用推計を用いることで、植民地期間のウエイトを変化させて対応できるというメリットがある。植民地期朝鮮では1930年代から工業化がそれ以前に比して進んだので、当然産業別雇用構造にも変化があったとみるべきである。にもかかわらず、この間に行なわれてきた既存推計は1930年国勢調査のデータにもとづくなどの固定ウエイトを用いてきた。朴二澤（2012）の雇用推計を用いることで、固定ウエイトを用いざるを得なかった既存研究の制約を克服することができる。さらに、本書では全体を通じて植民地期の粗付加価値を行政区域別に推計することを試みているが、この作業の一環として第三次産業にたいしては所得アプローチを試みる。この場合、1930年国勢調査のみを利用するよりも、産業構造におうじて年々変化する雇用構造を反映し、また行政区域別に整理されている朴二澤推計を利用する方が望ましい。朴二澤推計を利用するもう一つの理由がここにある。

**（4）推計結果**（エクセルファイル表1、表2）

　推計された植民地期の朝鮮人の名目賃金を熟練と非熟練および全朝鮮・北・南に分けてそれぞれ図示すると、図１のとおりである。

　視覚的に確認できるように、植民地期の名目賃金は1910年代後半から上昇し始めると同時に熟練・非熟練の格差は縮小せずに推移してきたことがうかがえる。また、南北別でみると、熟練賃金にたいして非熟練賃金の方が南北格差が大きく、またその様相も1920年代は南＞北であるのにたいしてそれ以後は逆転して南＜北となっている。しかし、地域間格差は拡大する傾向にはなく、両者とも近似しながら推移している。

　地域間格差がそれほど大きくないことは、名目賃金を実質化した場合も同様である。図2は、金洛年・朴基炷（2010）の物価指数を用いて地位別CPIから実質化したものであるが、これを見ても地域間の賃金格差が広がったということを明瞭に読み取ることは厳しい。実質賃金の顕著な上昇も観察されない。

　最後に民族間の格差をみてみよう。図3は、全朝鮮の熟練・非熟練賃金を、日本人および朝鮮人で示したものである。日本人と朝鮮人の賃金格差は、熟練および非熟練ともに開いたまま推移してきたことがわかる。

　ところで、これまで見てきた賃金は、建設業を中心とした都市の日雇い労働者の賃金であり、しかも全体的に熟練労働者に偏ったものであることから、工業化にもともなう賃金（すなわち工場労働者の賃金）の動向を探るには不十分である。

　そこで、以下に断片的な資料から可能な限り工場賃金の動向を整理したうえで、当時の賃金の分析を改めて試みることにする。

図1　朝鮮人の熟練・非熟練賃金（全朝鮮・南北別）　名目　　　　　　　　単位＝円

図2　朝鮮人の熟練・非熟練賃金（全朝鮮・南北別）　実質　　　　　　　　単位＝円

図3　日本人・朝鮮人別の熟練・非熟練賃金（名目）　　　　　　　　　　　　　単位＝円

**2.　工場賃金**

**(1) 資料**

工場賃金については、『朝鮮総督府報告例』（以下、報告例）に調査要領が示されている。それによると、50人以上を雇用する工場を対象に、日給と一日当たりの就業時間と従業員数を年4回（3月、6月、9月、12月）にわたって調査したものである。調査項目は、業種（1926年の報告例では25種、1934年の報告例では30種の業種が指定されている）別、民族別（朝鮮人と日本人）、性別、年齢別（幼年工と成年工）、賄いの如何に分かれて示されている。

　現在、この調査の沿革については史料の制約のため正確に把握できないが、朝鮮総督府が施行した工場調査の一貫であると考えられる。工場調査は、労働者を雇用する工場を対象に、工場数と従業員数と生産額と原動力と原料などを調査したものである。同種の工場調査は日本にも存在（『工場統計表』）するが、1919年以後は、ここに賃金と労働時間に関する調査項目が追加された。朝鮮の場合も同じく、当初の工場調査には含まれていなかった賃金などの調査項目が後に追加された。ただし、朝鮮の場合、工場調査は、50人以上を雇用する工場を対象としており、5人以上を調査した日本の工場調査と対応しない。

工場調査は、1921-23年は『官報』に、1924年と1926年と1928年は『朝鮮の商工業』に、そして1929年から1933年と1936年から1939年は『調査月報』に掲載されている。このうち、1924年と1926年と1928年はごく簡略された情報のみ掲載され、欠如している年についてはその存在すら確認できない。

　それ以外に、植民地期の工場労働者の状況を包括的に調査したものとして、『会社及工場に於ける労働者の調査』と『工場及鉱山における労働状況調査』がある。前者は1922年7月末現在、常時10人以上の労働者を雇用する会社および工場を、後者は1931年6月末現在、常時10人以上の労働者を雇用する工場および鉱山を調査したものである。両者は、同一の調査機関（朝鮮総督府学務局社会課）により、賃金以外にも様々な労働状況を調査している。前記の工場調査と比べると、工場の調査範囲が広い。

　また、『朝鮮労働技術統計調査令』（1941年勅令第380号）にもとづいて日本と同じ様式で朝鮮と台湾で毎年労働技術統計調査が行なわれた。工業、鉱業、運輸行などの詳細な業種別に工場数、雇用数、賃金、労働時間、技術者数などが調査され、労働者の属性（民族、性別、年齢、勤続年数など）別で区分された情報を得ることができる。従来の賃金調査に比してはるかに詳細な情報を提供しているが、その調査結果を利用できるのは、1942年と1943年（1941年は賃金項目の調査が行なわれなかった）に限定される。

　以上の賃金データは、工場で働く労働者を対象としている点では共通するが、賃金調査の要領はそれぞれ異なる。

　朝鮮労働技術統計の場合、賃金は定額給（日給など）と請負給に分かれて調査されており、そこに各種の手当てと賞与および賄い如何も含まれている（朝鮮総督府総務局国税調査課　1943：163-174）。そして、「1か月の賃金総額」と「1か月の実労働日数」と「1日の平均実就業時間」を併せて調査している。

　『会社及工場に於ける労働者の調査』と『工場及鉱山における労働状況調査』の賃金は、手当などを含む「実収賃金」を調査しているが、賃金は「1日の賃金」を「最高・最低・普通」の3つに分けて提示している。ここで、「普通」の賃金が平均賃金なのか、また賃金に賄いなどの実物給与が含まれているのか否かについては定かではない。

　『官報』と『朝鮮の商工業』と『調査月報』の賃金は、「技倆中等である者」の賃金と定義されていると同時に、賄いが提供される賃金を区別して提示している。

以上のとおり、1921年から1943年にわたって断片的な情報が得られるわけであるが、その欠如の状況を整理すると、以下のとおりとなる。

* 1. 1921年から1924年までは従業者の年齢区分は成年工、15歳未満、12歳未満、10歳未満で整理されているのにたいし、その後は成年工と幼年工のみで整理されている
  2. 従業者数は1937年までは明記されているが、1938年と1939年にはない。
  3. 1923年から1925年の3年間は合計値のみが明記され、工場種別のデータがない

**(2)　既存研究**

工場調査賃金に関する賃金系列の推計は、ごく最近まで行なわれてこなかった。その主な理由は原データの少なさによるものと思われる。年報の場合、1909年から1942年までのデータが毎年にわたってそろうのに対して、工場調査の場合は1921年から1939年までの19年間と短く、しかも欠落年度も多い。

文浩一（2006）は工場調査資料にもとづく初の試みであると思われる。

その後、金洛年・朴基炷（2011）は、自らが行なった年報の職種別賃金の推計と同じ方法で工場調査賃金の推計を行なった。具体的には、性別・民族別・年齢別・賄付別の同一条件を満たしたうえで、前後連結可能なデータのみを採用（全データの76%）した。

工場調査が無作為に行なわれたサンプル調査なのか否かについては不明である。仮に無作為のサンプル調査であるとするなら、可能な限りのデータを利用することが好ましいが、調査基準の変更により調査対象に偏りがあるならば、全データを利用することで推計にバイアスが生じうる。この判断は現段階では難しいが、本章では年報と同じ方法で推計を試みる。

**(3)　推計方法**

全工場の平均賃金と製造業分類にもとづいた業種別賃金を、男女、日本人・朝鮮人別で推計を行なう。用いる推計方法は年報の職種別賃金と同じである。すなわち、男・女、そして日本人・朝鮮人別の賃金は、それぞれ成年工と幼年工に別れているので、当該の賃金を当該の従業者数で掛けてそれを当該の総従業者数で割るという単純な計算である。式に表すと以下のとおりである。たとえば、日本人男子の賃金は、

　（日本人男子成年工の賃金×日本人男子成年工の従業者数＋日本人男子幼年工の賃金×日本人男子幼年工の従業者数）÷（日本人男子成年工の従業者数＋日本人男子幼年工の従業者数）＝日本人男子の平均賃金

　ただし、空白となる1924年から1928年の5年間については年報の職種別賃金のトレンドから補間推計を行ない、1933年から1935年の3年間は直線補間を行なった。また、1942年と1943年の労働技術調査にもとづく賃金については、1939年賃金水準とのかい離が大きいので、空白を補間せずにそのままにしておいた[[5]](#footnote-6)。

**（4）推計結果**（エクセルファイル　表3）

工場調査による全体の賃金を名目基準で示すと、図3のとおりである。年報の職種別賃金と同様に、1930年代後半からの伸びが観察される。

　つぎに、これを年報の職種別賃金と同じく金洛年・朴基炷のCPIで割って実質化したものが図4である。全体的に年報の職種別と大きく変わらないが、日本人男子の実質賃金は1930年代以後、他の賃金に比して下降と上昇の度合いが激しい。

図3　工場賃金（名目）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位＝円

図4　工場賃金（実質）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位＝円

**3.　若干の分析**

　年報の職種別賃金および工場調査による製造業賃金ともに、1930年代以後の伸びが観察される。堀（1993）によると、「1930年代朝鮮において工業がそうとう急速に発展したことは明らかで、このこと自体を否定する見解はない」としている。1930年代以後の名目賃金の上昇は、朝鮮の工業化と連動したものと理解してかまわないだろう。

しかしながら、民族間の賃金格差が解消されずに開いたまま賃金水準が推移してきた。工業化にともなう労働需給のひっ迫を想定した市場の論理からすると整合的ではない。ここには民族差別などの人為的要因も影響しているものと考えられる[[6]](#footnote-7)。

ところで、ルイスモデルでは農業（伝統部門）と工業（近代部門）の賃金水準をベースに農工間の労働移動が議論されている。これを参考に、当時の賃金構造を簡単に議論してみよう。当時の労働者の大半は朝鮮人であったので、ここでは朝鮮人のみを対象とする。

年報の職種別賃金は、都市の労働者を対象にしたものであり、本章ではそれらを熟練・非熟練に分類した。熟練・非熟練の両者とも都市の労働者を対象に行なわれた賃金であるが、非熟練の場合は必ずしも正規雇用であるとは言い難い。李憲昶（2004）によると、「朝鮮人非熟練労働者は、賃金だけで家族を扶養し生計を立てていくことは困難であった。そのため、農業に従事しながら、農閑期に鉱業や土建業に季節的に就業する半農半工の形態が多かった。また、土地から遊離して離農した貧民は、都市に土幕（筵やトタン板、板切れなどで作った仮小屋）を立てて非人間的な生活を送ったが、彼らが低賃金労働力の重要な源泉であった」という。

この理屈からすると、植民地工業化にともない工場労働者の大半は、半農半工の状態で働く非熟練労働によって補われたと考えられる。すなわち、熟練労働賃金と工場労働賃金は、ある程度近似するはずである。

そこで、本章で推計した年報と工場調査の賃金を併せて図示してみよう。おおよそにおいて、工場賃金は都市の非熟練賃金に近似しており、また農業賃金を若干上回る水準で推移している（農業賃金は、1935年までしかそろわない[[7]](#footnote-8)）このトレンドは、前述の理屈から大きく外れるものではない。

労働力の移動は、産業間の移動であると同時に地理的移動でもある。この問題は、地域別人口と雇用データとともに追究されるべき今後の課題とし、本章ではその基礎データとしての地域別・職種別賃金系列を提示するにとどめておく。

図5　職種別賃金と工場賃金との比較（朝鮮人、名目）　　　　　　　単位＝円

**4.　戦後への連結**

**（1）職種別賃金**（エクセルファイル　表4）

　戦後の職種別賃金については、北朝鮮のものはなく、韓国に限って『経済年鑑』（韓国銀行調査部）により1947年から1951年まではソウルの、1952年から1958年まではソウル、釜山、テグ、仁川、光州、大田、木浦、清州、全州、春州の都市の土木業を中心とした労働者の日給が示されている。ここに示されている業種を、熟練（大工、左官、石手、屋根瓦、コンクリート工、煉瓦造、ペンキ職）と非熟練（鳶職、土方、平人足、）に区分した。また全国平均のウエイトとして『南朝鮮産業労務力及賃金調査』から得られる1946年の都市別熟練・非熟練労働人口の数を利用した。

**（2）製造業賃金**（エクセルファイル　表5、表６）

　戦後の製造業賃金については、1946年から1956年まではソウルの製造業賃金が『経済年鑑』に、1957年以後は全国の製造業賃金が『韓国経済統計年鑑』に掲載されているので、そのまま利用する。

**附録1　職種別賃金推計に関するメモ**

年報で調査された職種は、付表のとおりであり、本章ではそれらを朝鮮銀行『調査月報』を基準に熟練・非熟練に分類した。なお、黄色のセルは、本章の推計では利用しなかった職種である。理由は、欠落が多く「長期にわたって安定して得られない」データのためである。英訳は、Cha and Lee（2008）にしたがった。

付表　『朝鮮総督府統計年報』の賃金調査対象の職種

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 職種 | 英訳 |
| 熟練 | 木挽 | sawyers |
| 建設construction | 大工(家作） | housebuilding carpenters |
|  | 大工（造船） | shipbuilder carpenters |
|  | 屋根葺（藁） | straw roofer |
|  | 石工 | masons |
|  | 煉瓦積 | bricklayers |
|  | 屋根葺（瓦） | tile roofers |
|  | 左官 | plaster |
|  | ペンキ塗職 | painters |
|  |  |  |
|  | 車製造職 | cart makers |
| 機械・器具 | 金銀細工 | gold and silversmiths |
|  | 鍛冶職 | blacksmith |
|  | 大工（建具） | window makers |
|  | 大工(指物） | furniture makers |
|  | ブリキ(トタン）職 | tinmen |
|  | 堤灯職 | lampmaker |
|  | 彫刻 | woodcarver |
|  | 鋳物職 | founder |
|  | 畳刺 | tatamimakers |
|  | 桶工 | wood vessel makers |
|  | 表具師 | paper hangers |
|  |  |  |
| food and dressmaking | 杜士 | brewer |
| 食料・繊維 | 醤油製造職 | soy souce makers |
|  | 染物職 | dyers |
|  | 洋服裁縫職 | European dressmakers |
|  | 和風裁縫 | Japanese dress makers |
|  | 朝鮮服裁縫 | Korean dress makers |
|  |  |  |
| miscellaneous | 理髪職 | babers |
| その他 | 自動車運転手 | car drivers |
|  | 下級船員（汽船） | junior sailors (steambort) |
|  | 下級船員（帆船） | junior sailors (sailingboat) |
|  | 下級船員（その他） | junior sailors (others) |
|  | 靴職 | shoemakers |
|  | 活版植字工 | typesetters |
|  |  |  |
| unskilled occupations |  |  |
| manufacturing and construction | 鉱夫 | miner |
| 工業・土建業 | 米搗 | rice polisshers |
|  | 鳶人足 | senior constructin worker |
|  | 煙草製造職 | tabacco makers |
|  | 土方 | day labers |
|  | 平人足 | junior construction worker |
|  |  |  |
| agriculture and fishery | 農作夫 | agricultuer worker(male) |
| 農漁業 | 農作夫 | agriculter worker(female) |
|  | 植木職 | tree planters |
|  | 漁夫 | fishermen |
|  |  |  |
| service | 擔軍 | coolies |
| サービス | 人力車夫 | rickshaw pullers |
|  | 仲仕 | porters |
|  | 下男 | male servants |
|  | 下女 | maid servants |
|  | 洗濯職 | landryman |

**附録②　工場調査賃金推計に関する推計メモ**

　工場調査賃金は、下記のとおり任意の補正を施した。

* 大正10年3月の従業者数はないので、6月の従業者数を用いる。
* 大正10年6月では、製糸業の日本人男子15歳未満と日本人女子15歳未満と朝鮮人の15歳未満の従業者数はそれぞれ14人、12人、22人と記されているが、それに値する賃金はないので、当該の民族・性別の成人賃金の半分と同様にした。
* また、大正10年6月の燐寸製造業の日本人女子では、15歳未満の従業者数は3人と記されているが、それに値する賃金はないので、成人賃金の半分とした。
* また、大正10年6月の燐寸製造業の朝鮮人女子の10歳未満の従業者数は25人と記されているが、それに値する賃金はないので、12歳未満の賃金と同様と仮定した。
* また、大正10年6月の製紙業の朝鮮人女子15歳未満の従業者数は4人と記されているが、これに値する賃金はないので、成人賃金の半分と仮定した。
* 大正10年9月の製糸業の日本人男子と日本人女子と朝鮮人男子の15歳未満の従業者数はそれぞれ9人、14人、26人と記されているが、それに値する賃金はないので、当該の民族・性別の成人賃金の半分と仮定した。
* 大正10年9月の電気および瓦斯業の日本人男子15歳未満の賃金は70銭と記されているが、これに値する従業者数はないので、無視した。
* 大正10年9月の車輪製造業の日本人男子15歳未満の賃金は７７銭と記されているが、それに値する従業者数はないので前期6月の従業者数61人を用いる。
* 大正10年6月のパルプ製造業の日本人女子15歳未満の賃金は３２銭と（9月の調査資料から）記されているが、これに値する従業者数はないので次期の9月の従業者数1人を用いる。
* 大正11年3月の鉄工業の朝鮮人男子12歳未満の賃金は30銭と記されているが、それに値する従業者数はないので、大正10年6月の当該の従業者数29人を用いる。
* 大正11年3月の印刷業の朝鮮人女子15歳未満の賃金は45銭と記され、大正11年6月の同従業者数は4人と記されているが、それに値する賃金および従業者数はないから、それぞれに期に挿入した。
* 大正11年6月の製糸業の朝鮮人男子および朝鮮人女子の12歳未満と10歳未満の賃金はあるが、それに値する従業者数はないので計算から省いた。
* 大正11年6月の鉄工業の日本人男子15歳未満の従業者数は1人であるが、これに対応する賃金はないので、当該の成人賃金の半分とした。
* 大正11年9月の煙草製造業では、朝鮮人女子の15歳未満の賃金が日本人女子に間違って記されていると思われるので修正した。また、朝鮮人女子成人の従業者数434人に対応する賃金がないので、その後の系列から同時期の朝鮮人男子成人の80％とした。
* 大正11年9月の製油業の朝鮮人女子12歳未満の従業者数は12人であるが、これに対応する賃金はないので、次期（大正11年12月）の賃金55銭を用いた。また、大正11年12月の製油業の朝鮮人女子12歳未満の従業者数は記されていないので、前期の12人を用いた。
* 大正11年12月の印刷業の朝鮮人男子12歳未満の従業者数は50人であるが、これに対応する賃金は記されておらず、またどの系列からもこれに対応する賃金は見当たらないので計算から省く。
* 大正11年12月の製糸業の中国人女子12歳未満の賃金は朝鮮人女子の賃金の誤りと思われるので、修正した。
* 大正11年12月の製糸業の中国人女子15歳未満の賃金はあるが、これに対応する従業者数はどの系列からも見当たらないので計算から省いた。
* 大正11年12月の鉄鋼業の記載は、ずれていると思われるので、それぞれに対応するよう修正した。すなわち、日本人成人女子の賃金を朝鮮人男子成人の賃金に、日本人女子幼年工の賃金を朝鮮人男子幼年工の賃金に、そして朝鮮人女子の賃金を中国人男子の賃金にぞれぞれシフトさせた。

**（参考文献）**

**統計資料**

* 南朝鮮過渡政府『朝鮮統計年鑑』1948
* 朝鮮鉄道協会『朝鮮に於ける労働者数及其分布状態』1928年
* 朝鮮總督府『朝鮮總督府報告例』1918年、1926年、1934年
* 朝鮮總督府『朝鮮總督府調査月報』各月
* 朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』各年
* 朝鮮總督府(1930)『昭和五年朝鮮國勢調査報告 全鮮編』
* 統監官房文書課『統監府統計年報』1907-1910

**日本語**

* 尾高煌之助（1975）「日本統治下における朝鮮の労働経済」『経済研究』（一橋大学経済研究所編集岩波書店）第26巻第2号
* 尾高煌之助（1988）「日本統治下における台湾・朝鮮の労働経済」梅村又次・溝口敏行編『旧日本植民地経済統計：推計と分析』東洋経済
* 尾高〔1971〕『日本統治下における朝鮮の雇用と賃金―付：関東州の雇用と賃金』（一橋大学経済研究所統計係、加工統計シリーズ7）謄写刷、1971）
* 堀和生（1993）「1930年代朝鮮における社会的分業の再編成」中村哲・安秉植編『近代朝鮮工業化の研究』日本評論社、第2章収録）
* 溝口敏行(1975),『台湾·朝鮮の経済成長』岩波書店.
* 文浩一（2006）「植民地期朝鮮の賃金推計：工場調査を中心に」一橋大学経済研究所 Hi-Stat主催ASHSTAT Workshop on Korea’s Economic Growth発表、12月15－16日

**朝鮮語**

* 許粹烈（1982）「日帝下実質賃金（変動）推計」『経済史学』5号
* 安秉直（1993）「植民地朝鮮の雇用構造に関する研究：1930年代の工業化を中心に」『近代朝鮮の経済構造』安秉直・李大根・中村哲・梶村秀樹編、比峰出版社
* 金洛年・朴基炷(2007)「解放前後(1936-1956) ソウルの物価と賃金」『経済史学』42、 71-105.
* 金洛年・朴基炷(2010a) 「解放前(1907-1939)消費者物価指数推計」落星台経済研究所DP (WP2010-5)
* 金洛年・朴基炷(2010b)「解放前の朝鮮の賃金再論『朝鮮総督府統計年報』の賃金を中心に」落星台経済研究所DP　(WP2010-6)
* 李宇衍・車明洙(2007), 「植民地朝鮮の賃金水準と構造」『経済史学』43, 41-66.
* 李憲昶（2004）『韓国経済通史』（須川英徳・六反田豊訳、法政大学出版局）

**英語**

* Myung Soo Cha and Woo Youn Lee（2008）”living standards and Income distribution in Korea‘s first Industrial revolution, 1910-42” 落星台経済研究所DP（WP2008-2)

1. なお、金洛年・朴基炷（2010）によると、　年報の賃金データの数は3万2397個（そのうち朝鮮人は1万5620個、日本人は1万6777個）である。うち、1925年以前は調査対象地域は24、調査対象職種は50種に及んだが、1926年からは8の地域と37の職種に減少した。その結果、1925年以前の朝鮮人の賃金データは年平均659個（日本人724個）であったが、1926年から1942年は年平均258戸（日本人は235個）に減少した。 [↑](#footnote-ref-2)
2. なお尾高〔1975〕では「製造業」と題して同様の項目を括っている。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 許の推計は加重平均において尾高とは異なり、『朝鮮に於ける労働者の数及其の分布状態』（朝鮮鉄道協会、1928）を利用している。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 用いた回帰式は以下のとおり。 [↑](#footnote-ref-5)
5. それ以外にも適宜補間を行なった。詳細については「付録②工場賃金推計に関するメモ」を参照。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 宣在源（1988、「植民地期朝鮮における雇用制度」『日本植民地研究』10、1998）によると、当時の日本人と朝鮮人とのあいだではつぎのような民族差別があったという。すなわち、「教育と雇用慣行における…民族差別により、管理職・技術職・熟練職はほぼ日本人が、非熟練職は主に朝鮮人が担う雇用構造が存続した。日本人は労働過程で朝鮮人を指揮・監督し、革新的な技術を独占した。日本は事業場で革新技術を日本人に掌握させ、朝鮮人を日本人の高級技術・技能を補佐する初歩的な水準の技術者・技能者に縛り付ける政策を追求したとみられる。日本人による朝鮮人労働者の監督体制を整備していた日本人工場都官営工場では、朝鮮人労働者が技能を向上させても中間管理者への昇進は難しかった」。 [↑](#footnote-ref-7)
7. なお、尾高（2004）は運搬夫の賃金トレンドから1938年まで農業賃金系列を拡張している。（「全部雇用のメカニズムを探る」尾高煌之助編『近現代アジア比較数量経済分析』法政大学出版局、第9章収録） [↑](#footnote-ref-8)